

【一般社団法人品質工学会/規程】規 0014 号

品質工学相談員規程

主管 総務部会

制定：2023年3月9日

(目的)

第1条 本規程は、品質工学会が認定する品質工学相談員(以下、相談員という)に関し必要な事項を定めるものである。

(役割)

第2条 相談員は、品質工学活用および普及を進めるために、会員・非会員を問わず品質工学を実務で活用したい人からの要望を受け、品質工学を主に技術支援することを役割とする。

(要件)

第3条 相談員は、以下を要件とする。

- (1) 当会の会員であること
- (2) 第2条の役割を果たせること、またそのために氏名や連絡先等を公開できること
- (3) 品質工学の知識および実務経験において、品質工学エンジニア認定規程で定める「品質工学エキスパートエンジニア」またはそれに準ずるレベル以上を有していること

(公募)

第4条 当会は会員、特に公設の試験研究機関に所属する会員に対し、相談員を公募する。

2. 相談員になろうとするものは、所定の申請書を提出しなければならない。
3. 本人の同意を得ていることを条件に、推薦者による申請も可とする。

(認定と任命)

第5条 申請書の受理後、第3条に定めた要件について、各々の担当部会または委員会が判定し、3要件とも満たすことを確認の上、会長名で任命する。

(任期)

第6条 相談員の任期は、原則2年とする。

2. 相談員の任期の末日は、任命または更新の翌年度の末日とする。
3. 相談員は再任を妨げず、退任の申し出がない限り更新する。

(会告および公示)

第7条 相談員任命の際は、学会誌並びに学会ホームページ上で会告する。また、相談員全員のリストを同様に公示する。

2. 公示リストに記載する内容は、相談員の氏名、所属、相談受付の連絡先および専門技

術分野等とする。

(相談の受付と実施)

第8条 相談は希望者と相談員の2者間でやり取りすることを原則とする。

2. 希望者は、公示された相談員リストのなかから、相談員を選び直接コンタクトされたい。
3. 必要に応じて2者間で相談の進め方や守秘義務等について取り決めること。
4. 費用は無償とする。但し、実費等が発生する際は事前に2者間で取り決めること。
5. 相談に対する回答はあくまでもアドバイスであり、相談の結果によって生じた損害の責任は、相談員および品質工学会は共に負わないものとする。

(退任)

第9条 相談員は、自身の申し出により退任することができる。

(資格の喪失)

第10条 相談員は、次の各号に該当するとき、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 第3条に定めた要件を喪失した場合
- (2) その他、引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、会長が定める。

(特例条項)

第12条 本規程の制定以前に、当会の相談員として認定および公表されていた方々は、本規程制定日をもって、本規程が定める相談員と認定し、あらためて任命する。

(本規程の改定について)

第13条 本規程の改定は、理事会の承認のもとに実施する。

付録

- 1) 書式: 品質工学相談員 認定申請書
- 2) 書式: 品質工学相談員 任命書

改定記録

◇ 2023年3月9日 理事会の承認により制定。

品質工学相談員 認定申請書

年 月 日

一般社団法人 品質工学会 会長 殿

申請者: 印

品質工学相談員の任命を希望し、本申請書を提出します。

下記に必要事項を記載しますので、許諾いただけますよう、よろしくお願い致します。

記

		任命希望者	推薦者 ※申請者が本人以外の場合必須
氏名			
所属			
相談受付の連絡先	電話/FAX: Mail: その他:		電話/FAX: Mail:
専門技術分野			
相談員の要件	1 会員番号		
	2 役割(第2条)を果たせる理由		
	3 品質工学の知識および実務経験		
連絡事項			

以上

品質工学会 記入欄

事務局受付	相談員要件の判定			決定	決定責任者
	要件 ^{※1}	可否	担当部会または委員会 ^{※2}		
印	1		総務部会	許可 ・ 却下	印
	2		総務部会		
	3		品質工学エンジニア認定委員会		

※1 品質工学相談員規程に準拠 ※2 担当部会または委員会に変更ある場合は部会長会議で決定する。

任命書

〇〇 〇〇 殿 (会員番号 IXXXX)

貴殿を、品質工学相談員規程に基づき、相談員に
任命します。

任名日: 202X年X月X日

202X年X月XX日

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-16-9

一般社団法人 品質工学会

代表理事・会長 椿 広計